

宇治市監査委員公表第 1 0 号

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、
監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり
公表します。

令和 8 年 6 月 1 7 日

宇治市監査委員

池 上 哲 朗

松 岡 ゆかり

真 田 敦 史

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

西小倉地区コミュニティ推進協議会（以下、「西小倉推進協議会」という。）が指定管理者を務める宇治市西小倉コミュニティセンター及び南宇治地区コミュニティ推進協議会（以下、「南宇治推進協議会」という。）が指定管理者を務める宇治市南宇治コミュニティセンターの管理運営に関する事務及び指定管理料の会計処理に関する事務について、監査を実施した。

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、次の点に着眼し実施した。

- (1) 施設は関係法令、協定等に基づき適正に管理運営が行われているか
- (2) 指定管理料の会計処理等は適正に行われているか
- (3) 指定管理者の指定は関係法令等に基づき適正に行われているか
- (4) 指定管理料は適正に算定されているか
- (5) 指定管理者に対する適切な指導が行われているか

第4 監査の主な実施内容

この監査は、総務・市民協働部市民協働推進課、西小倉推進協議会及び南宇治推進協議会における公の施設の管理運営に係る事務事業のうち、主として令和6年度の事務を対象とし、提出されたそれぞれの監査資料、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和8年2月2日から27日までに、監査対象施設等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和8年3月24日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 指定管理者の概要

1 目的及び設立

(1) 西小倉推進協議会

「地域住民を主体とした市民の文化活動の高揚と福祉の増進を図り、もって人間性豊かな地域社会づくりに寄与すること」を目的として設立

された。

設 立 昭和 62 年 12 月 13 日

(2) 南宇治推進協議会

「地域住民を主体とした市民の文化活動の高揚と福祉の増進を図り、
もって人間性豊かな地域社会づくりに寄与すること」を目的として設立
された。

設 立 平成 8 年 2 月 16 日

2 事業

その目的を達成するために、規約に基づき、次の事業を実施している。

(1) 西小倉推進協議会

- ・センター管理運営に関すること。
- ・住民自治の振興に関すること。
- ・住民相互の交流や連帯に関すること。
- ・各種団体活動の支援に関すること。
- ・関係行政機関及び各種団体との連絡調整に関すること。
- ・生活環境の向上に関すること。
- ・その他推進協議会の目的達成に必要な事項

(2) 南宇治推進協議会

- ・センター管理運営に関すること。
- ・住民自治の振興に関すること。
- ・住民相互の交流や連帯に関すること。
- ・各種団体活動の支援に関すること。
- ・関係行政機関及び各種団体との連絡調整に関すること。
- ・生活環境の向上に関すること。
- ・福祉の増進と振興に関すること。
- ・その他推進協議会の目的達成に必要な事項

3 組織

(1) 西小倉推進協議会

① 役員

会長 1 名、副会長 4 名、委員、事務局長 1 名、会計 1 名、
会計監事 2 名

② 意思決定機関

総 会 最高議決機関 活動方針、予算、役員の改選、規約の改廃等

役員会 事業報告、決算・会計監査報告、規則の制定及び改廃等
三役会 推進協議会の日常業務などを協議
委員会 まちづくり推進委員会、福祉推進委員会、文化推進委員会、
広報推進委員会

(2) 南宇治推進協議会

① 役員

会長 1 名、副会長 3 名、常任委員 8 名、事務局長 1 名、会計 1 名、
会計監事 2 名

② 意思決定機関

総 会 最高議決機関 活動方針・事業計画、予算、役員の改選、
規約の改廃等

役員会 事業報告、決算・会計監査報告、規則の制定及び改廃等

三役会 推進協議会の日常業務などを協議

委員会 まちづくり推進委員会、福祉社会推進委員会、
文化体育推進委員会、広報推進委員会

4 所在地

西小倉推進協議会 宇治市小倉町南堀池 107 番地の 1

南宇治推進協議会 宇治市大久保町上ノ山 42 番地の 3

第 7 監査対象施設の概要

1 宇治市西小倉コミュニティセンター

(1) 施設

ア 所在地 宇治市小倉町南堀池 107 番地の 1

イ 開 館 昭和 63 年 5 月 3 日

ウ 構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建

エ 敷地面積 1,487.60 m²

オ 建築面積 465.96 m²

カ 延床面積 791.86 m²

キ 施設内容 交流ロビー、集会室、行政サービスコーナー、事務室、
会議室 1、会議室 2、料理教室、和室 1、和室 2、倉庫、
風除室、玄関、湯沸室、便所、サイレン塔、廊下、
エレベーター

(2) 業務

- ア 施設の管理に関すること
- イ 施設及び設備の維持管理に関すること
- ウ 「市民の声」投書箱の設置運営業務
- エ その他市長が定める業務

(3) 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(予備調査時点)

(4) 指定管理者選定方法 非公募

(5) 利用実績(貸館状況) 令和6年度 2,541人(令和5年度 2,488人)

2 宇治市南宇治コミュニティセンター

(1) 施設

- ア 所在地 宇治市大久保町上ノ山42番地の3
- イ 開館 平成8年4月26日
- ウ 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- エ 敷地面積 1,357.72 m²
- オ 建築面積 580.61 m²
- カ 延床面積 960.99 m²
- キ 施設内容 大会議室(1階)、交流室、和室1、和室2、事務室、
行政サービスコーナー、大会議室(2階)、料理教室、
創作室、小会議室、倉庫、機械室、玄関、湯沸室、便所、
エレベーター、廊下、ホール

(2) 業務

- ア 施設の管理に関すること
- イ 施設及び設備の維持管理に関すること
- ウ 「市民の声」投書箱の設置運営業務
- エ その他市長が定める業務

(3) 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(予備調査時点)

(4) 指定管理者選定方法 非公募

(5) 利用実績(貸館状況) 令和6年度 3,395人(令和5年度 3,536人)

第8 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、市民協働推進課の指導のもと改善されたい。市民協働推進課は、所管課として、今後においても、指定管理者の管理する施設の管理の適正を期するため、指導監督に努められたい。

記

1 市民協働推進課・西小倉推進協議会

- (1) 指定の手續について
適正に処理されていた。
- (2) 施設の使用許可について
適正に処理されていた。
- (3) 施設設備等の維持管理について
警備等業務委託について、業務完了前の支払いが見受けられた。履行確認後の支払いを徹底されるとともに、年度末の業務委託については、協議会会計規則に基づき処理されたい。
- (4) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

2 市民協働推進課・南宇治推進協議会

- (1) 指定の手續について
適正に処理されていた。
- (2) 施設の使用許可について
適正に処理されていた。
- (3) 施設設備等の維持管理について
清掃等業務委託について、業務完了前の支払い及び業務完了報告書の未受理が見受けられた。履行確認後の支払いを徹底されるとともに、年度末の業務委託については、協議会会計規則に基づき処理されたい。
- (4) 備品管理状況について
適正に管理されていた。